

# 平成 27 年度における入札・契約制度の拡充

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）等の改正を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、及びダンピング対策の強化を図るため、入札・契約制度を拡充する。

## I 品質確保

### 1 技術・社会貢献評価数値における評価手法の拡充

建設企業の施工能力を測る主要な指標である工事成績について、技術・社会貢献評価数値における工事成績の対象とする年数を拡大するとともに、当該評価数値を入札参加要件とする工種における評価において、近畿地方整備局・神戸市発注に係る工事成績を算定対象に拡大し、広く工事成績を評価する手法を試行する。

#### (1) 工事成績の対象とする年数の拡大【県発注工事成績を有する企業】

技術・社会貢献評価数値における工事成績の対象とする年数について、現在、平成 21 年度以降 5 年間に完成した工事としているが、これを順次 1 年ずつ延長し、最大 8 年間まで拡大する。

〔実施時期〕平成 27 年 7 月の名簿登録時から

#### (2) 工事成績の対象とする発注機関の拡大【県発注工事成績を有しない企業】

技術・社会貢献評価数値を入札参加要件とする工種（土木、建築、電気、管）において県発注工事成績を有しない企業については、近畿地方整備局発注（各工事事務所発注を含めた県域内工事）・神戸市発注に係る工事成績（過去 5 年間分）を、個々の発注工事の入札参加資格確認の際に、それぞれの発注者に 1 件申請することにより、県平均工事成績に換算した点数として評価する。

区分	技術評価数値		社会貢献評価数値	
	工事成績	左記以外		
県工事成績	あり	県名簿の点数		←現行
	なし	近畿地整・神戸市の工事成績（※県平均工事成績への換算は右表）	県名簿の点数	←追加

近畿地整・神戸市の工事成績（申請 1 件）（過去 5 年間）	県平均工事成績（過去 8 年間）	技術評価数値
89点以上	85点以上	120
84点～88点	80点～84点	90
79点～83点	75点～79点	60
74点～78点	70点～74点	30
69点～73点	65点～69点	0
64点～68点	60点～64点	-20
63点以下	59点以下	-40

〔実施時期〕平成 27 年 7 月公告分から

## 2 総合評価方式における評価手法の拡充

総合評価方式における評価において、近畿地方整備局・神戸市発注に係る工事成績を算定対象に拡大する等、広く工事成績を評価する手法を試行するほか、継続学習制度(CPD)の取組対象とする年数を拡大する。

### (1) 工事成績の対象とする発注機関の拡大等

現在、県発注に係る該当工種の工事成績（過去5年間分）の平均による配点で評価しているが、これを、県・近畿地方整備局(各工事事務所発注を含めた県域内工事)・神戸市発注に係る該当工種の工事成績（過去8年間分）から、「企業の評価」4件、「技術者の評価」2件を上限として申請する工事成績を評点化し、合算した配点で評価する。

#### <(例)施工能力評価型の場合>

##### 【企業】 <現行>

工事成績	4点	県発注土木工事(平均)※5年間	配点
		85点以上	4.0点
83点以上 85点未満	3.5点		
81点以上 83点未満	3.0点		
79点以上 81点未満	2.5点		
77点以上 79点未満	2.0点		
75点以上 77点未満	1.5点		
73点以上 75点未満	1.0点		
70点以上 73点未満	0.5点		
65点以上 70点未満、工事成績なし	0点		
65点未満	-1.0点		



##### <改正>

工事成績	4点	県・近畿地整(県内)・神戸市発注工事 (申請:最大4件)※8年間	評点(A)	申請件数(B)	配点(A)×(B)
		85点以上	[1.0点/件]		
80点以上 85点未満	[0.8点/件]				
75点以上 80点未満	[0.6点/件]				
70点以上 75点未満	[0.4点/件]				
			計		

##### 【技術者】 <現行>

工事成績	8点	県発注土木工事(平均)※5年間	配点
		85点以上	8.0点
83点以上 85点未満	7.0点		
81点以上 83点未満	6.0点		
79点以上 81点未満	5.0点		
77点以上 79点未満	4.0点		
75点以上 77点未満	3.0点		
73点以上 75点未満	2.0点		
70点以上 73点未満	1.0点		
65点以上 70点未満、工事成績なし	0点		
65点未満	-2.0点		



##### <改正>

工事成績	8点	県・近畿地整(県内)・神戸市発注工事 (申請:最大2件)※8年間	評点(A)	申請件数(B)	配点(A)×(B)
		85点以上	[4.0点/件]		
80点以上 85点未満	[3.0点/件]				
75点以上 80点未満	[2.0点/件]				
70点以上 75点未満	[1.0点/件]				
			計		

[実施時期] 平成27年4月施行（平成27年7月公告分から適用）

### (2) 継続学習(CPD)の取組対象とする年数の拡大

技術者の育成や技術力研鑽に向けた建設企業の自主的な取組をより広く評価するため、現在、継続学習(CPD)の取組として評価している（一社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)の対象年数について、1年間から5年間に拡大する。

[実施時期] 平成27年4月施行（平成27年7月公告分から適用）

## II 担い手確保

### 1 指名競争入札の拡大（試行）

地域社会基盤の担い手の確保・育成を図るため、指名競争入札の拡大を一部の土木事務所において試行的に実施する。

#### (1) 対象とする工種

次の2工種について、金額の多寡に関わらず指名競争入札の対象とする。

##### ① 緊急小規模等維持修繕工事

（工事内容）道路舗装補修、河川護岸修繕等

（指名対象）道路、河川等の社会基盤の適正な管理を図るため、日常的に地域に精通した建設企業を対象とする。

##### ② 災害復旧工事

（工事内容）随意契約とする必要のあるもの及び改良復旧工事を除く災害復旧工事

（指名対象）災害からの早期復旧を図るため、応急復旧工事に従事する等、被災直後の状況に精通した建設企業を対象とする。

#### (2) 対象とする土木事務所

地域バランス等を考慮し、①神戸土木、②龍野土木、③養父土木とする。

〔実施時期〕平成27年度に工期を開始する契約から

## III ダンピング対策の強化

### 1 入札金額の内訳書の提出義務化

見積能力のない建設企業が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、入札の際に、建設企業が入札金額の内訳書を提出することについて、入契法上義務化されたことを受け、本県においても、国において策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、書類の不備が著しい場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とするなどの取組を徹底する。

〔実施時期〕平成27年4月公告分から

### 2 施工体制台帳の作成・提出義務化

施工体制の把握を徹底し、手抜き工事や一括下請負等を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、金額に関わらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出することについて、入契法上義務化されたことを受け、本県においても、当該台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を徹底する。

〔実施時期〕平成27年4月以降の県との契約に係る下請契約から